

札幌市税条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）9月25日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第44条中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に、「公示日（同令第1条の公示日をいう。以下この条において同じ。）」を「札幌市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第 号）の施行の日」に、「同法第17条の2第1項第1号」を「同条第1項第1号」に、「公示日以後」を「同令第1条の公示日以後」に、「取得した日の」を「当該特別償却設備を新設し、又は増設した日の」に、「取得した日が」を「当該新設し、又は増設した日が」に改め、同条第1号の表中「10分の1」を「0」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第44条に規定する公示日からこの条例の施行の日の前日までの間に地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項の認定事業者であって同条第1項第1号に掲げる事業を実施するものが新設し、又は増設した改正前の第44条に規定する特別償却設備である家屋、構築物若しくは償却資産又は当該家屋若しくは構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税の税率については、なお従前の例による。

（理由）

東京23区内から本市に本社機能の移転を行う企業が新設した事務所等に係る固定資産税の軽減措置を拡充する等のため、本案を提出する。